

平成21年第1回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

平成21年5月28日（木曜日）午前10時01分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第25号

平成21年第1回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成21年5月28日

2. 場 所 八千代町議会議場

3. 付議事件

- (1) 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- (3) 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	8番	矢中 召二君
10番	稲葉 常美君	11番	小竹 徳市君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

7 番 水垣 正弘君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	久保谷六衛君	総 務 課 長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	瀬崎 始君
町 民 課 長	浜名 進君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	飯島 正男君	産業振興課長	青木 良夫君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水垣 進君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	斉藤 実君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所 長	生井 勝巳君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ともにご多用のところご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、浜名進さんが町民課長に、青木良夫さんが産業振興課長に、横島広司さんが福祉保健課参事に、塙陽一さんが町民課参事にそれぞれ昇格されましたので、ご紹介いたします。

初めに、町民課長、浜名進さんをご紹介いたします。

浜名進さん、登壇願います。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） このたび4月の人事異動によりまして町民課長を拝命いたしました、貝谷行政区出身の浜名進でございます。何分にも若輩者で、至らない点が多々あるかと思いますが、初心に返りまして一生懸命頑張りますので、議員の皆様方の特段のご指導、ご鞭撻のほうよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 次に、産業振興課長、青木良夫さんをご紹介します。

青木良夫さん、登壇願います。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 小島議長さんのお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

私、4月1日付の人事異動によりまして産業振興課長を拝命いたしました、東路田出身の青木と申します。何分にも若輩未熟者でございますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻、さらにまた町執行部の諸先輩方のご指導、ご鞭撻をいただきながら職務を全うしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。今後ともなお一層のご支援のほうお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（小島由久君） 次に、福祉保健課参事、横島広司さんをご紹介します。

横島広司さん、登壇願います。

（福祉保健課参事 横島広司君登壇）

福祉保健課参事（横島広司君） このたび4月1日の人事異動によりまして、福祉保健課参事を拝命いたしました横島広司でございます。山の神行政区に住んでおります。社会福祉担当ということでご承知のように今の国の福祉行政は非常に難しい状態に陥っておりますが、しかし八千代町の福祉向上のために精いっぱい努力するつもりでおりますので、議員の皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもよろしくお願いします。

議長（小島由久君） 次に、町民課参事、塙陽一さんをご紹介します。

塙陽一さん、登壇願います。

（町民課参事 塙 陽一君登壇）

町民課参事（塙 陽一君） このたび4月1日付の人事異動によりまして、町民課参事となりました塙陽一でございます。瀬戸井出身でございます。与えられました職務を精

いっぱい遂行してまいりたいと思いますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 皆さんには、これからもより一層住民サービス向上のために頑張ってください。

参事の皆さんは退場願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成21年5月28日（木）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を
求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

日程第7 閉会中の継続調査の件

閉 会

諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、3番、中山勝三君、4番、生井和巳君、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月18日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成21年第1回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成21年第1回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることに

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(小島由久君) 日程第3、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢にかんがみ、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月27日に可決され、平成21年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、町民税については、公的年金に係る特別徴収が平成21年10月から施行されることになっておりますが、その中で公的年金に係る所得以外の給与所得や農業所得、営業所得分も加算され、年金から特別徴収されることになっておりましたが、今回の改正で年金から特別徴収されるのは公的年金に係る所得分のみということになりました。これにより、年金と年金以外の所得があり、住民税がかかる方は、年金からの特別徴収と、納付書で納めてもらう普通徴収の両方で納めてもらうことになります。

2つ目は、新たな住宅借入金等特別税額控除が創設されました。これは、平成21年から平成25年の間に入居した人を対象とし、所得税の住宅借入金控除の適用者に対して、所得税の住宅借入金控除可能額のうち所得税において控除し切れなかった額か、所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額で限度が9万7,500円のいずれか小さい額を住民税から控除する制度であります。

次に、固定資産税に係る改正についてご説明申し上げます。現在、宅地における固定資産税評価額を決定する計算方法は、鑑定価格の7割とされておりますが、その計算により算出された価格に対し、条例減額制度を設けております。評価額に対して、前年度課税標準額の割合が7割を超える土地につきましては、7割に抑える措置を行います。前年度課税標準額が6割から7割の土地につきましては、前年度と同額に据え置きます。それに満たない土地につきましては、前年度課税標準額に評価額の5%を加算いたします。これが現行の負担調整措置であります。この制度を平成23年度まで継続するものであります。

また、固定資産税の評価額は3年ごとに見直す制度がとられており、その間は価格を据え置くのが原則であります。地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合には、価格を修正して下落できる特例措置がございます。この制度も平成23年度まで継続するものであります。

また、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴いまして、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の内容について定めを設け、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う条項の整理を行っております。

専決処分の事由としましては、公布日が平成21年3月31日、施行日が4月1日とされたため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君）　条例の一部改正の承認を求めることについてですけれども、1つは先ほどご説明がありました住宅の取得に対しての固定資産税の減額ということですが、この中身について、認定長期優良住宅というのがありますけれども、認定長期優良住宅とはどんな住宅を指すのですか、それをお聞きしたいと思います。

もう一つなのですけれども、この改正では第2条中の、7ページのところですけれども、上場株式等の配当や譲渡益に対する軽減税率を、本則20%を10%に軽減するというもので、3年間延長するというものだと思いますが、平成23年の12月31日まで延長する

というものだと思いますけれども、そのうち住民税分は５％が３％に軽減するという
ことでいいのでしょうか。

以上です。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） それでは、１番、大久保議員の質問にお答えをしたいと思います。
ます。

最初の１点目は、認定優良住宅というような形だと思いますが、これは読んで字のご
としてございまして、現在皆さんがお住まいになっている住宅かと思います。

それから、７ページの１０％につきましては、１０％あるいは平成２３年度までの延長、住
民税はというようなことですが、議員さんがご質問のとおりでございますので、
よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小島由久君） あと質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

１番、大久保弘子君。

（１番 大久保弘子君登壇）

１番（大久保弘子君） それでは、議長の許可がありましたので、反対討論をさせてい
ただきたいと思います。

今回の改正の中には、第３条関係の附則の上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税
率が、１０％が３年間延長されるという内容です。この税率は本則２０％で、そのうち所得
税１５％、住民税５％ですけれども、１０％に軽減されると、所得税７％、住民税３％にな
ります。大資産家優遇との批判のある、この金融税制の軽減税額は、国税庁の申告所得
標本調査によりますと、国内の年間所得１００億円以上の高額所得者は１０人で、これらの
人の所得は上場株式等の配当・譲渡益が６分の５と推定されており、試算すると１人当
たり１５億４、０００万円、１０人で１５４億円の減額ということになります。地方税分は、１人当
たり３億１、０００万円、１０人で３１億円減税される、減額されると言われています。

このような大資産家や大企業優遇の上場株式等の配当・譲渡益に対し、10%も税率を軽減する制度を延長するような改正は認められません。このことを理由に、この議案1号については専決処分の承認はできませんので、反対いたします。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（小島由久君） 日程第4、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正す

る政令が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。条例第2条第4項及び第23条につきましては、介護給付費の動向を踏まえた見直しに伴い、「9万円」から「10万円」に国民健康保険税の介護給付金賦課額の限度額を改正するものであります。

附則第3項及び第7項につきましては、上場株式等の配当所得の申告分離選択課税制度の創設及び上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算の特例の創設による読みかえ規定の追加であり、平成22年1月1日からの施行となります。

附則第4項につきましては、平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設による引用条項の整理であり、平成22年4月1日からの施行となります。

附則第10項につきましては、先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に金融証券取引所で取引されるカバードワラントの譲渡所得が加わることによる引用文書の整理であり、平成23年1月1日からの施行となります。

専決処分 の事由といたしましては、本則の施行期日が平成21年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君） 国保税の上場株式に係る配当所得、損益通算についてですけれども、上場株式等の損益通算についての譲渡損失を、3年間さかのぼって配当所得との損益を通算して課税するということがよろしいのでしょうか。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） 1番、大久保議員の質問にお答えをしたいと思います。

上場株式の配当、譲渡損失のことだと思いますけれども、7項を言っているのどこでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

税務課長（瀬崎 始君）　そうですね。上場株式による譲渡損益の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例のところでよろしいのですよね。

それにつきましては、前年以前３年以内の各年に生じた上場株式の譲渡損失の金額、前年以前に既に購入したものを除くというようなことになっておりますけれども、これらのものがあるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額で申告分離課税を選択したものに限りまして、から控除するものというふうなことでございます。

この規定を適用を受ける場合には、上場株式等に係る国民健康保険税の特例を適用させるための読みかえでありまして、平成22年の１月１日から施行になるということで、前年以前の３年以内というようなことでございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１番、大久保弘子君。

（１番　大久保弘子君登壇）

１番（大久保弘子君）　議長から許可をいただきましたので、討論をさせていただきたいと思います。

１つは、介護保険の保険料の限度額を「９万円」から「１０万円」に引き上げるというものですが、中間所得層の負担を軽減するという内容ですが、そうであればやはり低所得、中間所得層の軽減措置が同時に提案される必要があるのではないかと思います。そのような改正になっていないので、これについて反対です。

２つ目は、上場株式にかかわる譲渡損失の損益通算及び繰越控除にかかわる課税の特例、創設することについてですが、上場株式等の譲渡損失を３年間さかのぼって配当所得と通算して課税するというもので、大金持ち優遇の措置であるこの改正は認められませんので、反対をいたします。

以上です。

議長（小島由久君）　次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第5、議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 町長のほうから提案理由の説明があろうかと思えますけれども、議案書のちょっと確認をお願いしたいのですが、この第3号議案の第1条、14の列へ行きますして3行目に、途中から、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのはと、これはこのような文章でいいのか。私のだけがそうになっているのか。

議長（小島由久君） 総務課長。

（「とあるのは、とあるのはっていうんじゃ、どこで結論づけているのか。これだけの人間がいて、1つの文章の流れで、この問題について結論が出ないよ。もしこれが、私のだけがそうなのか確認したいんだ。他の議員さんのはどうなんですか」

と呼ぶ者あり)

(総務課長 生井光男君登壇)

総務課長(生井光男君) 13番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

そのように皆さんの中にもなっております。私もちょっと、「とあるのは、とあるのは」でちょっと確かめたのですけれども、ちょっとこれだと変に思うのですけれども、例規集を見てやると納得するのではないかと思います。

(「とあるのは、とあるのはでいい」と呼ぶ者あり)

総務課長(生井光男君) はい。

(「ここだけ」と呼ぶ者あり)

総務課長(生井光男君) はい。

(「あとは、いいのか」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) あとはこのようです。

(「ここだけが、とあるのは、とあるのは」と呼ぶ者あり)

総務課長(生井光男君) はい。ちょっと私も、「とあるのは、とあるのは」なんておかしいので、ちょっと確かめたのですけれども、この中ではそういうことです。

(「はい、了解です」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、景気悪化により、民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、人事院は去る5月1日に、6月支給予定の国家公務員の期末・勤勉手当の額を引き下げるよう臨時勧告を行ったことに伴い、町給与条例等の改正を行うものがあります。

具体的には、6月の期末・勤勉手当の額の算定に当たって、期末・勤勉手当基礎額に乗ずる支給割合の一部を暫定措置とし、一般職で2.15月分から1.95月分(マイナス0.20月分)、特別職等で1.60月分から1.45月分(マイナス0.15月分)とするものであります。

なお、第1条から第3条までの一部を改正する条例につきましては、共通動機のため一議案として提出するものであり、本則で規定された事項に対する暫定措置のため、制当初の附則の一部改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（小島由久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君）　議案第3号　八千代町職員の給与に関する条例の一部改正する条例の件でちょっとお聞きをしたいのですが、これは町長の提案理由の説明では、人事院勧告のあれに基づいてということのようですが、総合的に判断してみると、行政主体というのは、これは地方公共団体があるわけで、やはりもちろんこれは住民の期待にこたえる、そういう必要もあろうかと思いますが、地方公務員法から見ると、職員の給与というものはやっぱり生計上並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないということで、公務員法24条にちゃんと明記されておるわけでございます。

その地方公共団体が主体性を持っておるし、それから職員の給与等もみんなラス指数が違ってきておるわけございまして、そのスタートするとき、いろいろ考え方の相違はあろうかと思いますが、安いという言い方は妥当かどうかは別として、低い給与で働いている市町村の職員も同じに人事院が勧告したものによって給与の一部が減額されるということは非常に不適切だと、こういうふうに考えています、私なりに。

だから、職員を安く使うのも、あるいは町長の腕かもしれません。しかし、職員の士気ということを考えたり、あるいは諸般の情勢等を考えてみると、そうばかりもいかないと思うので、町長はこの問題について、人事院から勧告されたものをそのまま出ているようですが、きのうの新聞を見てみると、全国でも90%ぐらいは大体人事院の勧告どおりにということが出ているようですが、まだ勧告どおりに実施しない町村もあるようですので、私はできることであれば、この給与については提案をしてあるのですが、とりやめてもらいたい。そういうふうに考えているのですが、町長の考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（小島由久君）　町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） 地方公共団体等におかれましては、実績は重んじなくてはならないけれども、通例として人事院勧告は尊重するのが我々の立場で、上げるときも勧告どおりと、下げるときも勧告どおりということでございます。茨城県でも勧告を実施するようにございまして、44市町村で、今のところ勧告どおりやるのは大子と鉾田と聞いております。職員ばかりでなく、この条例を改正する、議員の夏季手当も減額される予定になっております。議員分で67万円、特別職で34万円、一般職で1,264万円、共済分で183万円、1,548万円が減額される予定になっております。

行革プランの中でやりますが、私も湯本議員の考え方には賛同はしますが、やはり一般の工場とか、あるいは不定期の社員等首切られた中でございまして、一般の社会情勢等考え方と、町議員さんが反対する、私たちの立場が反対したら、気持ちが乖離するかと思うのです。私は、やっぱり一般の社会情勢を酌んでいただきまして、議員の賛成を得まして、勧告どおり実施したいと考えております。

いろいろ八千代町もラス低いです。また役場関係初め社協、あるいはふるさと公社等におかれましても、人事院の勧告どおり私は実施したいと考えております。ひとつこの際ですから、もし実施しなかった場合には県のほうから、また年末等におかれましても調整したり等、いろいろ県の指導もあるかと思うのですが、この席でひとつ、湯本議員さんの気持ちは十分わかりますが、賛成していただきたくお願い申し上げます。

議長（小島由久君） あと質疑ありますか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 町長としては、当然提案して人事院勧告どおりにこういう実施をしたいという、これはわかるのですが、ただ流れてきたものをそのまま出すということは、これは一番よくないと思って、特別職の給与なども、町長なども、もう既に条例で決められたものをさらに減額をしてやっておるわけで、いろいろな面ではそれにこたえているわけですから、自主的に考えてやっていることであるのだけれども、ただこれやると、議会もこれ一緒にこの条例で通ってしまうのですが、議会の一例を挙げると、議会だけの話になって失礼なのだけれども、県西事務所管内だって19市町村あったのが、現在はきつと半分ぐらい、9つだと。みんな市に昇格され、境と五霞と八千代だけが町で残っておると。

決して今の給与等は高くない。報酬等は高くない。あるいは、八千代の状況から見て

も、長の意見、あるいは状況を見てちゃんと議員の定数だって削減して、その期待にこたえているし、我々権利として調査費だってちゃんと請求すればできるような状況ができていないのに、それも使わずに一生懸命議員らしく勉強もして調査もして、その任務を遂行しておるわけなので、私としては議会の話になるけれども、この条例というものに対しては、これ一括して出ていますので、議会だけ外してくれというわけにはいかないもので、とにかく長の考え方をもう一度聞いて、議長、暫時休憩をして相談してもらって、そしてご協議いただきたいと、こういうふうに思います。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 湯本議員さんの主張もわかりますが、こういう行革のプランの中でもやっていて、また第4次の改革ということで、近いうち議員さんと相談するわけですが、やはり単独でやっていくのは厳しい情勢なので、やはりそういう提案どおり賛意をいただきたくお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（小島由久君） あと質疑。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） 条例本則より、おのおの0.15カ月と0.05カ月、計の0.2カ月減額、職員の給与に関して、期末手当に関してですけれども、それで職員がカットされる分、総額で幾らになるのかお聞きします。

もう一つは、議案第3号は人事院勧告に従ってのものですけれども、政府はつい最近定額給付金を1人1万2,000円、2万円を支給して、消費拡大を図って経済活性化につなげるのだと言っておりましたけれども、いつも8月に出す人事院勧告をわざわざ5月に前倒しして、国家公務員の一時金を1人平均約8万円も減額するというもので、ちぐはぐな一貫性のないやり方ではないかと思いますが、町長に質問いたします。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 湯本議員さんへの答弁のとき、職員分ちゃんと言いましたので、割愛させていただきます。

県の人事院勧告、普通は遵守するのが当然でありますので、今までも当然、自主性がないと言えばそれまでですが、私は尊重して実施したいと考えております。大久保議員もよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小島由久君） あと質疑ありますか。

10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） 町長の考え方は十分に理解はしておりますが、いずれにしましても八千代町の職員の給与指数が県下で最低であると。そういう中で、人勧から勧告を受けたもので一般であれば、44市町村が同じ給与のレベルにあって、それを勧告を受けた減額が、パーセントが同じであるということであるならば、私はいいというふうに感じているのですが、各市町村が、多いところでは八千代町よりも相当の給料をいただいていると。そういう方と、一番低い地位にいる八千代町の職員の給与の減額のパーセントが同じだということに対しては、ちょっと我々も納得がいかない面もあるし、特に八千代町の議員においても4名が減数をしているわけですよ。それらに対して、そっちはこっちへ置いておいて、同じに減額をするということに対しては、どうもつじつまが合わない。やっぱり議員を減らしたから、これだけの人勧であっても、それを十二分に見るという、そういう考慮も必要ではないかなという考えがあるのですが、今いずれにしましてもこの職員の給与の幅が違ってあっても、パーセントを同じに減額するというものに対して、執行部、町としては人勧との対応というか、そういうものは考えていないのか。ちょっと町長、お聞きします。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） いろいろ稲葉議員さんの考え方もわかりますが、やはり実施しなかった場合には、八千代町の町民の考え方と議会の、これは職員との、あるいはまた職員の給料の改定でございますが、議会と町民の考え方が乖離という、離れるのではないかと私は予想します。役場では提案したのだが、議会で反対したと。職員の気持ちも皆さんが酌んでくれるのは十分にわかりますが、やはり人勧、一般の町民のひどい、いろいろ景気の悪い中でございまして、工場等いろいろなところも、周りの工場も非常に景気が悪いということでございまして、民間がやはり減額される中でございまして、我々としてもいろいろな改革を皆さんにさせていただいておりますが、やはり勧告どおり実施するのが、私はベターでないかと考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小島由久君） あと質疑ありませんか。

討論に入る前に、暫時休憩をしたいと思います。

(午前 10 時 51 分)

議長（小島由久君） 休憩前に戻りまして議会を再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

議長（小島由久君） 質疑ある方。

13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 期末手当の引き下げ問題について、町長は趣旨があるわけですが、この人勤にかかわる、いわば自治体の対応というものについては、私も一時期その職の立場にいましたので、その扱いについては重々承知しているつもりでございます。

しかし、先ほど湯本議員から、あるいはまた稲葉議員からもありましたように、新聞等、あるいはまたいろんな流れを見ていると、八千代町のいわば職員給与等の問題が新聞等で見られますと、一番下のランクにいつもいると。そういう流れを推していきますと、先ほど言いましたように上下のランクづけからいきますと、相当もう役場の職員の立場というものも、千代川村という村に属していた人たち、石下町というところに属していた人たちが同じ結城郡の中にいて、八千代が離れたために、この市の体制の中に入り得たものが、徐々にそのランクが押し上げられていくと。町長が言われる言葉をかりれば、考え方における部分では乖離という言葉があるのでしょうか、実際からいくと格差が出ています。そういうことが、議員の中にも不満があるのであると、こういうふうに私は思っています。

そういう中で今回の問題も、それを一律におしなべてやるということでもありますけれども、執行部、議会、町民の努力によって、八千代町も行革を相当推し進めて無駄をなくすのだと。そういう中で相当の節約をして、基金等の中に、決算期ごとに積み上げられた基金は3億円を超える、多分数字的に若干ずれはありますけれども、それらが一般会計の中に積み込まれるまでになってきていると。しかし、片側で職員の給与等が県内でいきますと、ラスパイレス等も含めた中で最下位前後をうろうろしていると。そういう部分を、私は今回の人事院勧告というものに対して受けた、それを踏襲した形での議案の中に提案されたものを、八千代町議会がこのような形で意見を述べられたというのは初めてだと思いますので、その辺も含めて、私は今回の期末手当の引き下げにつきましては、相対論からすれば、なかなか合点がいかない部分も多いのですが、しかし逆に

町長においては違う意味からいきますと、この部分を、確かに町民感情からいきますと、今の民間企業の厳しさからしますと、公務員の職たるものの温かさを感じているのは事実でございますので、しかし片側で私はある部分では給与の是正というものも、お二人の議員さんが、先輩議員が述べられたように、努力をするのも私はこれからの八千代町の執行体制、あるいはまた議会も含めた中で、ある程度のどのつかえを下げることはなるのではないかと、こう思いますのですが、この件についてちょっと町長のご意見をいただきます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま大久保議員さんの質問に答弁したいと思います。

大久保議員さんの言っていることも私十分わかりまして、いろいろ結城郡の給料等におかれましても千代川が高かったということでございまして、旧石下町の職員は水海道と合併しても、石下の職員の給料はそのまま聞いております。大して上がらないということでございまして、ラスとしては上昇し、全体のラスであります。八千代から上であります。依然として石下の職員は給料上がらないようございまして、八千代町のラスも非常に少ないわけでございます。私もできるだけ上げるよう努力したいと考えております。いろいろ手段も講じておりますが、その節は議員さんのご賛同をお願いしたいと思います。

今回の勧告は人事院勧告でございまして、8月に本勧告があるようございまして。給料も2%ぐらい下げるような勧告が出るようございまして、そういうこともかんがみまして、一応今回は提案どおり賛成、ご賛同をお願い申し上げまして、質問に答えたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君）　ただいま議長より許可がありましたので、発言をさせていただきますと思います。

議案第3号　八千代町職員の給与に関する条例の一部改正についてですけれども、当議案は5月1日に出された人事院の臨時勧告に八千代町も従う形で、町職員の夏季一時金を0.2カ月分一律に削減するというものです。減額支給、町職員の給与についても最低レベルでありますし、職員の削減もあり、一人一人にかかる仕事の負担も多くなる中です。国家公務員の労働基本権を剥奪したかわりに、人事院は公務員の給与や労働条件を向上させる役割を果たす機関です。その人事院が役割を投げ捨てて、公務員の夏季一時金を前年比0.2カ月分一律にカットする、労働条件を悪化させる勧告を出すことは、ルール無視も甚だしいものです。

また、この人事院の動きは、政府与党の政治的圧力に追随しているものと言われています。また、このことは内需拡大による景気回復に逆行するものです。今こそ公務員、労働者はもちろん働く人たちの懐ぐあいをよくして、消費拡大につながる施策が必要だと思います。何でも国の言うとおりで、町はよくなりません。地方の景気回復に逆行するような当議案に対して、反対をいたします。

議長（小島由久君）　次に、賛成者の発言を許します。

14番、湯本直君。

（14番　湯本　直君登壇）

14番（湯本　直君）　議長の許可がありましたので、私のほうから賛成の討論をしたいと思います。

質疑の中で、私が町長にいろいろ答弁をいただいたわけですが、私から申し上げます、いわゆる総合的な事業主体というのはやっぱり地方自治体にある、これは特権である。これは、町長もそれを十分にひとつ考えていただきたいと。

休憩時間を利用して、我々有志による相談をしたわけですが、地方自治体のいわゆる役割というのは非常に大きいわけですが、行財政等を取り巻く環境というのは極めて厳しいと。あるいは、国においても行政改革を積極的に推進をしていると。いろいろ健全化を図る重要な課題が、各市町村にも押しつけられるわけですが、現段階では情報化社会の進展、あるいは少子高齢化、経済構造の変化、あるいは生活様式の多様化など、さまざまな変化に直面してきておるわけですが、今回の議案の中では、地方公務員のいわゆる給与というのは、職員の職務と責任において応

ずるものでなければならぬわけでございます。

その給与というものは、生計上、市町村の職員並びに民間事業の従事者の事業と勘案して、考慮して定めなければならないわけでございますので、町長も申しておるように、今後はいろんな機会をとらえて、ラス指数等も十分に検討して、職員が働きやすい、そういう職場になるようひとつ配慮してもらおうということを私からもお願いをして、これはやっぱり議会有志の考えもあるわけでございますが、ひとつそういう点に十分今後配慮して、そして町の執行に当たってもらおう。こういうことをお願いをして、そして賛成の討論としたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

これから議案第3号を採決いたします。

議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第3号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議長（小島由久君） 日程第6、議案第4号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 水書正義君朗読）

議長（小島由久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

消防防災行政につきましては、議会を初め関係機関の深いご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

消防団員は、火災、風水害等から町民の生命、身体、財産を守るため、日夜努力しているところですが、現在使用されております消防ポンプ自動車の中で、第2分団の消防ポンプ自動車は購入後13年を、また第5分団の消防ポンプ自動車購入後14年を経過しております。いずれも老朽化が進み、ポンプ等の性能が著しく低下しており、有事の際にその機能が十分に果たせない状況にあるため、消防ポンプ自動車2台の更新を実施するものであります。

また、今回、国の平成20年度第2次補正予算において創設された地域活性化・生活対策臨時交付金制度の対象事業として、平成20年度予算の繰越事業としての購入となります。

購入につきましては、3社を指名し、4月22日に指名競争入札を行った結果、小池株式会社が2,992万5,000円、消費税込みで消防ポンプ自動車2台を落札いたしました。

この購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を説明申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 下取りが恐らく出てくると思うのですが、大体下取り車が幾らぐらいに見積もってあるのか。

あるいは、行き先が決まっておるのかどうか。それを担当のほうからで結構ですから、お願いしたいと思います。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 14番、湯本議員の質疑にお答えいたします。

下取りについては、まだ契約もしていないし、また期間も、納入期間もあります。そういうことと、あと特殊な車でありますので、下取りのほうについては、今の段階では未定になっております。

以上です。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

3 番（中山勝三君） 入札の執行調書をお願いします。

（何事か発言する者あり）

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 20. 消防ポンプ自動車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 閉会中の継続調査の件

議長（小島由久君） 日程第 7、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第 75 条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（小島由久君） 以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回八千代町議会臨時会を閉会といたします。

（午前11時32分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 小 島 由 久

署 名 議 員 中 山 勝 三

署 名 議 員 生 井 和 巳